

「旅行」をテーマとしたインフルエンサーを活用した動画による SNS 情報発信業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本実施要領は、川場村が発注する「旅行」をテーマとしたインフルエンサーを活用した動画による SNS 情報発信業務について、公募型プロポーザルにより受託する事業者を選定するにあたり、必要な事項等を示したものである。

2. 業務概要

2.1 業務名

「旅行」をテーマとしたインフルエンサーを活用した動画による SNS 情報発信業務

2.2 業務目的

本業務は、デジタルに慣れ親しんだ世代に対応したプロモーション強化のため、「旅行」をテーマとした感性豊かな訴求力で発信してくれるインフルエンサーを招聘し、村のパンフレット等では伝えきれない、川場村内スポットや特産品等（以下「コンテンツ」）の魅力の磨き上げと掘り起こしを YouTube や TikTok、Instagram 等の SNS により効果的な情報発信を行ってもらうことで、若年層に対し本村のイメージアップと認知度向上につなげ、新たな川場ファンの獲得を目的とする。

2.3 業務内容

「旅行」をテーマとしたインフルエンサーを活用した動画による SNS 情報発信業務仕様書（別紙 1）のとおり

2.4 契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 15 日まで

2.5 契約上限額

10,340,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

3. 担当部署（書類の提出及び問い合わせ先）

担 当 課：川場村役場 むらづくり振興課 企画観光係

住 所：〒378-0101 群馬県利根郡川場村大字谷地 3200

電話番号：0278-52-2111（代表）

F A X：0278-52-2333

メールアドレス：kankou@vill.kawaba.gunma.jp

4. プロポーザル参加資格

本プロポーザルの参加事業者は、本業務に関する十分な知識及び技術を有し、令和 6 年 5 月 1 日時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- （1） 川場村の事務事業からの暴力団排除に関する要綱（平成 24 年川場村訓令第 3 号）別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- （2） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （3） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと。

- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) インフルエンサーを活用した情報発信業務を受託した実績があること。
- (6) その他法令に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

5. 企画提案参加手続きに関する事項

(1) 仕様書及び実施要領等の配布に関する事項

①配布期間

令和 6 年 5 月 15 日（水）から令和 6 年 6 月 4 日（火）まで

②配布方法

川場村ホームページからダウンロードすること。

【URL】 <https://www.vill.kawaba.gunma.jp>

③配布書類一覧

- (ア) 「旅行」をテーマとしたインフルエンサーを活用した動画による SNS 情報発信業務に係る公募型プロポーザル実施要領
- (イ) 「旅行」をテーマとしたインフルエンサーを活用した動画による SNS 情報発信業務仕様書（別紙 1）
- (ウ) 公募型プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）
- (エ) 業務体系表（様式第 2 号）
- (オ) 受託実績表（様式第 3 号）
- (カ) 質問書（様式第 4 号）
- (キ) 企画提案書（様式第 5 号）

(2) 参加申込に関する事項

①提出方法

担当部署に持参または郵送（郵送の場合は書留に限る。）すること。

②提出書類

- (ア) 公募型プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）
- (イ) 業務体系表（様式第 2 号）
- (ウ) 受託実績表（様式第 3 号）

③提出期限

令和 6 年 5 月 29 日（水）午後 5 時まで

※郵送の場合も上記提出期限必着のこと。

6. 質問書に関する事項

①提出方法

質問書（様式第 4 号）に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにより提出すること。

②提出期限

令和 6 年 5 月 27 日（月）午後 5 時まで

③送付先

川場村役場 むらづくり振興課 企画観光係

メールアドレス：kankou@vill.kawaba.gunma.jp

④回答方法

令和6年5月30日（木）までに本村ホームページに掲載する。

なお、質問のあった事業者名は公表しない。

7. 企画提案書の提出に関する事項

①提出書類（審査資料）

（ア） 企画提案書（様式第5号）

（イ） 業務体系表（様式第2号）

（ウ） 受託実績表（様式第3号）

（エ） 提案内容書（任意様式）

- ・本業務に関する基本的な考え方を記載すること
- ・仕様書の業務内容に掲げる各事項全てについて、具体的な提案をするとともに、業務の実施手順及び業務スケジュールを記載すること。
- ・本業務における運営目標（動画再生数、クリック数（率）、シェア、いいね数、コメント数等）を記載すること。
- ・用紙はA4版で、全体で20ページ以内（表紙は含めない）でカラー印刷（両面印刷可）とすること。

（オ） 業務見積書（任意様式）

- ・具体的な積算内訳を記載すること。
- ・見積額は、消費税及び地方消費税額を含む額とすること。

（カ） 過去受託した実績資料等を3作品程度。

- ・可能な限り、本プロポーザルの動画配信の品質がイメージできるものの実績資料。

②提出方法

担当部署に持参または郵送（郵送の場合は書留に限る。）すること。

③提出期限

令和6年6月4日（火）午後5時まで

※郵送の場合も上記提出期限必着のこと。

④提出部数

- ・①提出書類（審査資料）（ア）～（オ）の順で製本した資料 9部（正本1部、副本8部）
- ・①提出書類（審査資料）（カ）過去受託した実績資料 1式
- ・①提出書類（審査資料）（カ）を除く提出書類一式を電子ファイルとして保存したCD-R等 1枚

8. 受託候補者の選定

8.1 優先交渉権者の選考

本業務の受託者選考にあたっては、「優先交渉権者選考基準」（以下「審査基準」という。）に基づき、委員会において審査し、採点の合計により各提案者の順位を決め、第1位の者を第1位優先交渉権者として選考する。また、次点を第2位優先交渉権者として合わせて選考する。

8.2 審査

選考は、書類、プレゼンテーション及び見積金額について、総合的に審査を実施する。また、学生との協働に関する提案があった場合は採点に加点を行う。なお、プレゼンテーション審査は次のとおり実施する。

① 日時・会場

令和6年6月7日（金）（予定）川場村役場会議室（詳細は別途通知する。）

② 出席者

3名以内とする。

③ 実施方法

- ・20分程度とする。（プレゼンテーション15分、質疑応答5分）
- ・プレゼンテーションに必要な場合は、会場に用意するプロジェクター及びスクリーンの使用を可とする。ただし、パソコン等の機器は持参のこと。
- ・プレゼンテーションは提出した資料を用いて行うこと。

8.3 審査結果

審査を受けた各事業者に対し、文書及び電子メールにて審査結果を通知する。

また、審査結果（第1及び第2優先交渉権者については、その名称まで）をホームページへ掲載し公表する。

8.4 その他

- ・審査及び審査基準は非公開とする。
- ・審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- ・総得点が1位であっても業務仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、第1優先交渉権者に選定しないことがある。

8.5 優先交渉権者との協議

総得点1位の事業者は、村と仕様及び価格等協議の上、第1位優先交渉権者となる。ただし、第1位優先交渉権者と協議が整わない場合、村は第2優先交渉権者と協議を行い、受託者を決定する。

また、参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を交渉権者として選考し、上記協議を行う。

9. 資格の喪失

以下の場合、参加資格を失うものとする。

- （1）本村財務規則を含む関係法令等に違反した者
- （2）前記「4. プロポーザル参加資格」及び本プロポーザル仕様書の事項を満たさなくなった者
- （3）その他提出書類に虚偽の記載をするなど、条件に違反する行為が発見された場合

10. 契約及び支払い方法

本契約の契約方法は、公募型プロポーザル方式による随意契約とする。なお、村は業務終了後、検査を経て、委託料を受託者に支払うこととする。

11. その他留意事項

- （1）本企画提案に係る経費、応募に関わる全ての経費は参加申込者の負担とする。
- （2）提案は提案事業者1者につき1提案のみ受け付けるものとする。
- （3）提出期限以降の書類等の提出、再提出、差し替えは原則として認めない。
- （4）原則として、提出された書類等は返却しない。
- （5）提出された書類等は、審査目的以外の使用はしない。

- (6) 提出された書類等は、審査の範囲内で複製することがある。
- (7) 提出書類等に含まれる著作物の著作権は提案事業者に帰属する。
- (8) 参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。
- (9) 本企画提案への参加及び不参加を問わず、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く）は、本業務の目的以外に使用し又は第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとする。
- (10) 審査結果に対する異議は一切認めない。

12. 企画提案実施スケジュール（予定）

プロポーザルの公募開始	令和6年5月15日（水）
参加申込の受付期間	令和6年5月15日（水）～令和6年5月29日（水）
質問書の受付期間	令和6年5月15日（水）～令和6年5月27日（月）
質問書の回答期限	令和6年5月30日（木）
企画提案書等の受付期間	令和6年5月15日（水）～令和6年6月4日（火）
審査（プレゼンテーション）	令和6年6月7日（金） 予定
審査結果通知	令和6年6月14日（金） 予定
委託契約締結	令和6年6月14日（金）以降